（非常口）

第114条　非常口の設置位置、大きさ等に関し保安基準第26条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～六　（略）

七　非常口の付近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の図に示す非常口は、この基準に適合するものとする。

図　（略）

八　非常口付近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、第５号に掲げる自動車にあっては同号、その他の自動車にあっては第２号、第３号又は第４号の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

九　幼児専用車の非常口は、保護者用座席の付近に設けられていること。ただし、保護者用座席から非常口へ至ることのできる通路が設けられている場合にあっては、この限りでない。

２・３　（略）

（窓ガラス）

第117条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km／ｈ以下の自動車を除く。）の窓ガラスに関し、保安基準第29条第１項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40km／ｈ未満の自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第２項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第３項の告示で定める基準は、協定規則第43号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則6.から8.まで及び附則24（追加記号の表示に係る規定を除く。）に限る。）に定める基準（同規則改訂版補足第５改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。）とする。この場合において、保安基準第29条第１項ただし書の「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

２・３　（略）

４　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置

二　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラその他の道路、交通状況若しくは運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

（非常口）

第114条　非常口の設置位置、大きさ等に関し保安基準第26条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～六　（略）

七　非常口の附近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の図に示す非常口は、この基準に適合するものとする。

図　（略）

八　非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、第５号に掲げる自動車にあっては同号、その他の自動車にあっては第２号、第３号又は第４号の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

（新設）

２・３　（略）

（窓ガラス）

第117条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km／ｈ以下の自動車を除く。）の窓ガラスに関し、保安基準第29条第１項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40km／ｈ未満の自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第２項の告示で定める基準、自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第３項の告示で定める基準は、協定規則第43号の技術的な要件（同規則改訂版補足第４改訂版の規則6.から8.まで及び附則24（追加記号の表示に係る規定を除く。）に限る。）に定める基準（同規則改訂版補足第４改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。）とする。この場合において、保安基準第29条第１項ただし書の「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

２・３　（略）

４　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　車室内に備えるはり付け式の後写鏡及び後方等確認装置

二　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの